

障害のある・発達のお気になる お子さんへの支援

平成30年11月26日
松戸市 障害福祉課



お子さんへの支援

◎療育の場

児童発達支援（未就学児）・放課後等デイサービス（就学児）
市内の事業所数は各40ヶ所以上。療育を継続的に受けることにより、集団生活や社会生活に適応できるよう自立を促進。

◎ライフサポートファイルの配布

乳幼児期から成人期までのライフステージごとに、一貫した支援が受けられるよう、成育歴や関わっている支援機関等を記録し整理できるもの。家族と支援機関（医療・保健・福祉・教育等）がお子さんの情報を共有できるため、より良い支援に繋がられる。





医療的ケア児とは…

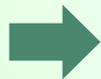
N I C U（新生児の集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児

◎ 松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進 会議（平成28年11月24日発足）

支援ニーズの把握、地域の課題及び対応策などの意見交換や情報共有を行う

実態調査

H29.2～6



ニーズ調査
事業所調査

H29.7～8



課題分析
対応策検討

H29.8～10



対応策実行

H30.4～



医療的ケア児ニーズ調査

- ・ 医療的ケア児が家庭にいる80世帯に調査票を郵送
- ・ 本人と家族の詳しい情報、家族の不安、サービス利用状況、本人の教育・保育の状況 等

【主な調査結果】 (調査票回収率 68.8%)

- ・ 家族による医療的ケアが困難な場合、代わりにケアを依頼できる相手がいない
36.4%
- ・ 主たる介護者が介護からまる1日離れることができた日は無い
52.7%
- ・ 主たる介護者が1日の間に医療的ケアを含む介護から離れられる平均時間
ほとんどない : 21.8%、 1時間未満 : 3.6%、 1~2時間 : 20.0%
- ・ 不足していると感じるサービス
短期入所 : 40.0%、 放課後等デイサービス : 30.9%、 児童発達支援 : 25.5%
日中一時 : 23.6%、 預かり医療 : 21.8%

- 介護を行う家族の負担が大きくなっている
- 家族のレスパイト（一時休息）に資するサービスへの不足感が強い
→医療的ケア児に対する障害福祉サービスを幅広く展開していくためには、
介護職員による医療的ケアの実施の推進が必要！
※介護職員が医療的ケアを実施するためには喀痰吸引等研修の受講が必要となる



医療的ケア児事業所調査

170事業所（市内全てのヘルパー事業所、障害児通所事業所、訪問看護ステーション、医療的ケア児を受け入れている市内の保育所、小中学校等）に郵送もしくはメールで調査

【主な調査結果】 （調査票回収率40.0%）

- ・喀痰吸引等研修を修了した介護職員が在籍している障害福祉サービス事業所は17カ所、延べ69人
しかし、特定の者に対してのみ実施な第3号研修の修了者がほとんど
第1号又は第2号の修了者が在籍する事業所は8事業所、延べ10人に留まる
- ・喀痰吸引等研修（第1号・第2号）の受講が進まない要因
研修によるヘルパー不在時、業務体制に支障が出る： 63.9%
研修費用の負担が大きい： 52.8%

<用語>

第一号研修：不特定多数の利用者を対象に、上記5行為のすべてを実施するための研修

第二号研修：不特定多数の利用者を対象に、上記5行為のうち、利用者の必要とする行為について実施するための研修

第三号研修：特定の利用者を対象に、上記5行為のうち、その利用者の必要とする行為について実施するための研修

- 現状では第1号又は第2号研修の受講が必ずしも進んでいない
- 今後、医療的ケアの実施を検討している事業所は9ヶ所
→受講しやすい環境を整えればサービスの充実に繋がる可能性がある



医療的ケア児の支援

◎ 松戸市医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金

目的

市内に居住する医療的ケア児（20歳未満）の日常生活を支援するため、たんの吸引等を行うことのできる障害福祉サービス事業所の職員を養成する。

事業内容

市内の児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、生活介護の各事業所に勤務する職員が、喀痰吸引等研修（第一号及び第二号に限る）を修了した場合、事業者に対し10万円を上限に受講料の一部もしくは全部を補助する。

<用語>

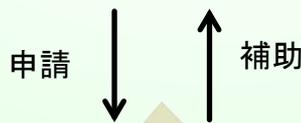
- 喀痰吸引等：口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養の5行為
- 第一号研修：不特定多数の利用者を対象に、上記5行為のすべてを実施するための研修
- 第二号研修：不特定多数の利用者を対象に、上記5行為のうち、利用者の必要とする行為について実施するための研修
- 第三号研修：特定の利用者を対象に、上記5行為のうち、その利用者の必要とする行為について実施するための研修



基本研修会場



実地研修会場



松戸市

市内もしくは近隣の実地研修先の開拓・依頼



看護師配置がある事業所のうち、どの看護師も医療的ケア児を支援したことのない事業所
26.9%

- 看護師にとって、医師不在の場所で重度者に対応することについて不安を感じている
- 看護師への支援や助言が重要
→医師との連携に基づくバックアップ・指導体制、研修の充実のニーズが高い！

- ・医療的ケアについて相談できる家族以外の相手
かかりつけ医療機関の医師・看護師・相談員： 92.7%
訪問看護師： 69.1%
相談支援専門員： 34.5%
- ・医療的ケア児の新規サービス利用計画作成の経験がある相談支援専門員5人（6事業所）

- 相談支援専門員による医療的ケア児支援は十分に行われていないと考えられる
→家族負担の軽減や、適切なサービスのマネジメントや助言を行える相談支援員を育成する必要あり



医療的ケア児の支援

◎ 医療的ケア児の支援のための医師による巡回指導事業

目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービス事業所において医療的ケア児に対する支援を適切に行える看護師を養成する。

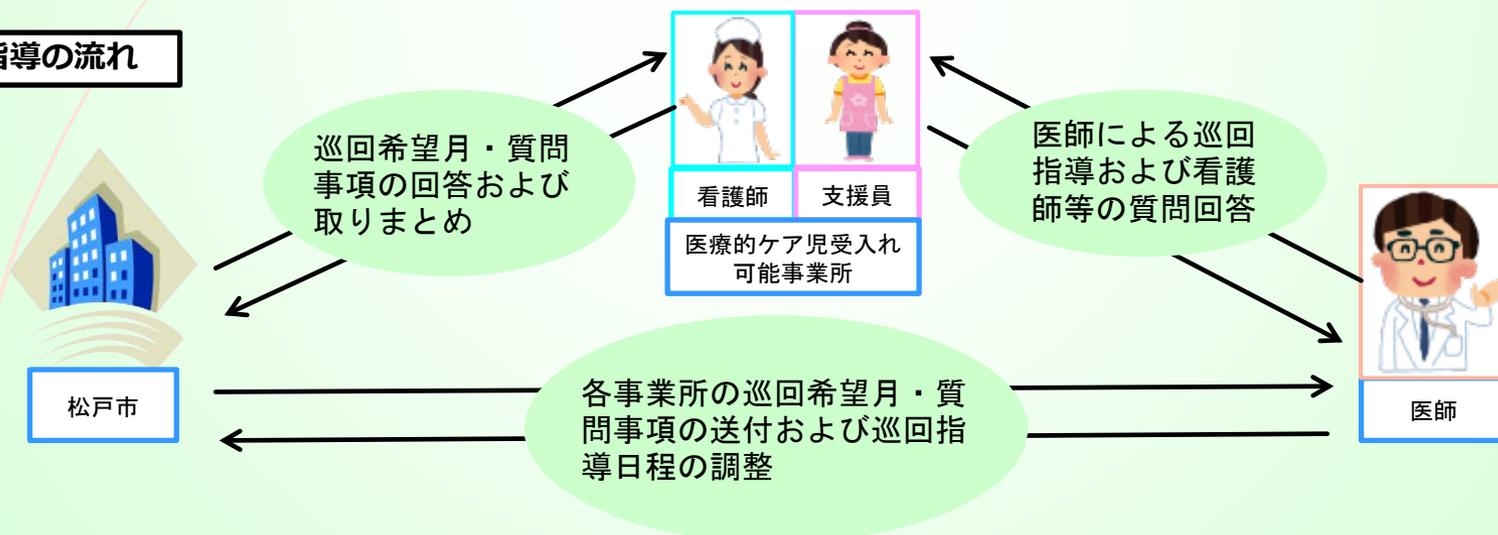
事業内容

医療的ケアについて知見のある在宅医等の医師が、医療的ケア児を支援する障害福祉サービス事業所を巡回し、事業所の看護師等に対し助言や指導に当たる。

巡回する事業所

居宅介護、日中一時、放課後等デイサービス、児童発達支援のうち医療的ケア児受け入れ可能事業所 17事業所を予定

巡回指導の流れ





医療的ケア児の支援

◎ 医療的ケア児支援スキルアップ研修

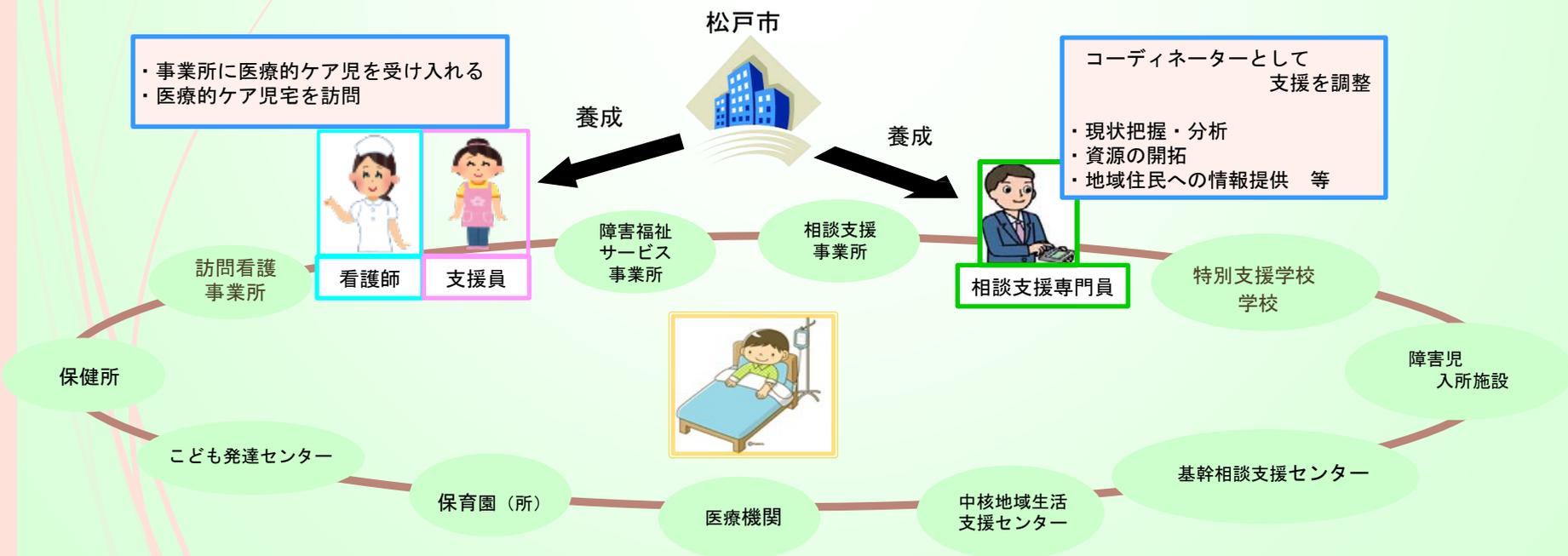
目的

重症心身障害児、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児に対する関連分野の支援員等のネットワークの拡充、及び、医療的ケア児に関する基本的な理解を深める。

事業内容

下記の2研修を一体的に実施する。

- ①市内の障害福祉サービス事業所及び訪問看護事業所における看護師及び支援員の医療的ケア児への対応力を向上させるための研修。
- ②市内の相談支援事業所における相談支援専門員を、医療的ケア児への関連分野の支援を調整するコーディネーター役としての能力向上を目指す研修。





◎ 取り組みに対する評価

- 厚生労働省主催による都道府県・政令市等担当者向けの「医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議」において、好事例報告として幼児保育課、障害福祉課より報告
- 厚生労働省および文部科学省職員で構成される医療的ケア児への多職種連携ワーキンググループより視察の申し出があり、こども発達センター、和名ヶ谷中学校、スマイルぷらす松戸（医療的ケア児の対応可能な事業所）を視察
- 兵庫県加古川市、岡山県岡山市からの視察があったほか、他自治体からの電話等での問い合わせも増加